

生産性向上特別措置法案【生産性革命法】及び産業競争力強化法等の一部を改正する法律案の概要

1. 背景

- IoT、ビッグデータ、AI等の新たな情報技術の社会実装が世界規模で加速している。これを進めつつ、産業の新陳代謝を活性化し、更なる生産性向上を図っていくことが、我が国産業の競争力強化の鍵となる。
- これらを実現するためには、新たな情報技術を活用したビジネスを実施するための規制面での対応、企業間のデータの共有・連携のための環境整備、ベンチャー投資や事業再編の促進、中小企業の実業性向上の後押しが必要となる。

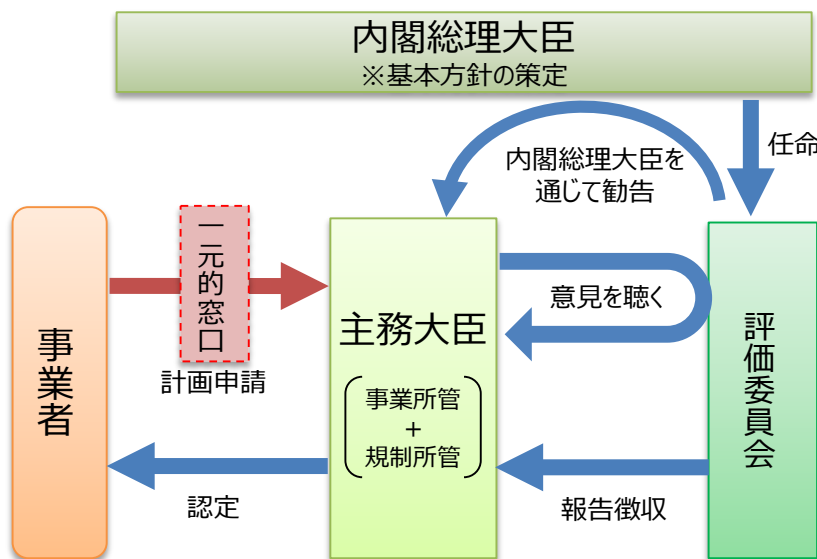
2. 生産性向上特別措置法案における主な措置事項

制定の趣旨

- 近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の実業性の向上を短期間に実現するためには、革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動による生産性向上に関する施策等を、集中的かつ一体的に講ずることが必要。
- このため、新しい経済政策パッケージ・生産性革命の「集中投資期間（3年間）」に合わせ、革新的事業活動実行計画（施策の基本方針、目標、内容、期間等を取りまとめ）を策定・実施するとともに、中小企業者の生産性の向上を図る。

プロジェクト型「規制のサンドボックス」

- 革新的な技術やビジネスモデルの実証計画について、主務大臣が革新的事業活動評価委員会に意見を聴いた上で認定。
- 参加者や期間を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備。
※必要に応じて、規制の特例措置を講ずる。



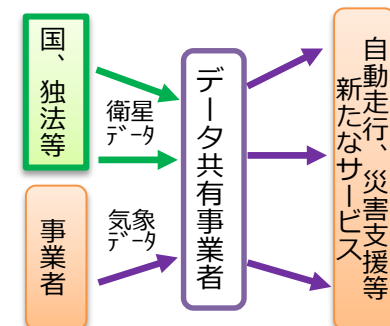
<主務大臣>

- 基本方針適合性、法令適合性等を確認
- 評価委員会の意見を踏まえ、実証計画を認定
- 実証後、規制の見直しを検討

データの共有・連携のためのIoT投資の減税等

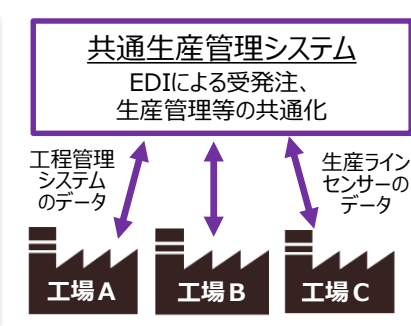
- データを収集・共有・連携する事業者の取組について、IoT投資に対する減税措置等を講ずる。
※ IoT設備投資（センサー・ロボット等）を行った場合 特別償却30%又は税額控除3%（賃上げを伴う場合は5%）を措置。

【例1】データ共有（地図）



協調領域のデータの集約・共有
→革新的事業の創出、社会課題の解決

【例2】データ連携（生産管理）



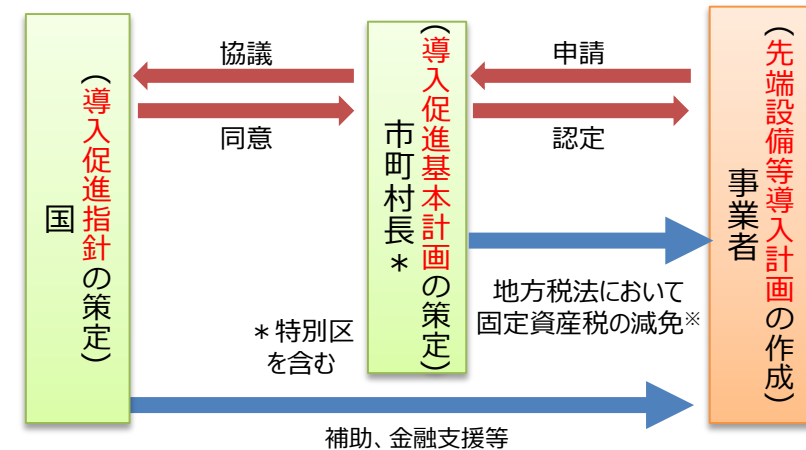
共通生産管理システムの構築により、
企業横断的な「総合管理」が実現
→生産性の向上、競争力強化

- 協調領域のデータを収集・共有する事業者（データ共有事業者）であり、一定レベルのセキュリティ対策が確認できた事業者については、国や独法等に対しデータ提供を要請できる手続を創設する。

※具体的に活用される分野は、コネクテッドインダストリーズの重点5分野である「自動走行・モビリティサービス」、「ものづくり・ロボティクス」、「バイオ・素材」、「プラント・インフラ保安」、「スマートライフ」等を想定。

中小企業の実業性向上のための設備投資の促進

- 中小企業の実業性向上のため、市町村の認定を受けた中小企業の実業投資を支援。（地方税法において固定資産税の減免等）



※1 固定資産税の課税標準を、3年間ゼロ～1/2（市町村の条例で定める割合）に軽減（基準財政収入額の減少額については、市町村の条例で定める割合を用いて算定）

<対象：以下を満たす設備投資>

- ① 市町村の導入促進基本計画に基づき計画認定を受ける
- ② 導入により、労働生産性が年平均3%以上向上
- ③ 企業の収益向上に直接つながる 等

※2 併せて、「ものづくり・商業・サービス補助金」等の予算措置を拡充・重点支援することで、国・市町村が一体となって、中小企業の実業性の向上を強力に後押し。